

# 上田市自治会連合会会則

## (名称及び事務所)

第1条 この会は、上田市自治会連合会と称し、事務所を上田市役所内に置く。

## (組織)

第2条 この会は、上田市内の自治会をもって組織し、地区ごとに地区連合会を設置する。

## (目的)

第3条 この会は、上田市自治会相互の連絡連携を図るとともに自治の精神にのっとり、民主的市政の振興に寄与することを目的とする。

## (役員及び任期)

第4条 この会に会長1名、副会長5名及び若干名の評議員を役員として置く。正副会長は、地区連合会長の中から選出し、評議員は正副会長を除いた地区連合会長全員で組織し、総会において承認を受けるものとする。

2 役員任期は、1年とし、ただし、再任は妨げない。

## (監事)

第5条 この会に監事2名を置く。監事は自治会長の中から選出し、総会において承認を受けるものとする。

2 監事任期は、1年とする。

## (役員職務)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 評議員は、この会の運営に関する事項を審議し、会務を処理する。

4 監事は、会計の監査にあたる。

## (専門委員)

第7条 この会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、必要により役員会の議決を経て、会長がこれを委嘱する。

## (参与)

第8条 この会に参与を置くことができ、会長がこれを委嘱する。

(総会及び役員会)

第9条 この会は、毎年定期総会を開き、必要に応じ臨時総会を開く。

- 2 この会は、総会のほか会長、副会長及び評議員により組織された役員会を必要に応じて開く。
- 3 総会は、各自治会代表をもって構成する。ただし、役員会の決定により、地区連合会から選出された代議員をもってこれにかえることができる。
- 4 総会及び役員会は会長が招集する。
- 5 総会の議長は、出席会員の中から選び、議決は出席者の過半数によるものとする。

(記 録)

第10条 議長は、事務局をして、会議の概要等必要事項を記載した記録を作成させ、これを出席会員から選んだ議事録署名人とともに押印し、記録を保管する。

(事 務 局)

第11条 本会に事務局を設け、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、役員会の承認を経て会長が任命する。
- 3 事務局長は、会長の命を受け、本会の事務を掌理する。
- 4 事務局員は、事務局長の推薦を経て、会長が任命する。
- 5 事務局員は、事務局長の命を受け、本会の事務を処理する。

(会 計)

第12条 この会の経費は、各自治会の負担金その他の収入をもって充てる。

- 2 負担金の額は、役員会において決定する。

(会 計 年 度)

第13条 この会の会計年度は、毎年1月1日から12月末日までとする。

(会則の改訂)

第14条 この会則は、総会（代議員による総会も含む。）において半数以上の会員が出席し、その2分の1以上の同意によって定める。

附 則

この会則は、平成19年1月 1日から施行する。

この会則は、平成19年3月16日、上田市自治会連合会設立総会において承認（追認）されたものである。